

「生活保護の基礎知識」

2021年12月23日

全国青年司法書士協議会 相談役

川上 真吾 (長野会)

生活保護とは

国が、生活に困窮するすべての国民に対し「健康で文化的な最低限度の生活（憲法第25条）」の最低基準を保障し、自立を助けてくれる制度。保護の要件（自らの力では、最低限度の生活を維持できない）を満たす人であれば、その理由を問わず無差別平等に受けることが出来るセーフティネット。

1. 生活保護に関する正しい認識を

資料1

2. 司法書士と生活保護の出会い

(1) 多重債務

Aさんは30歳。長女（5歳）と2人でアパート暮らし。パート収入は月に8万円、他に収入として児童扶養手当、児童手当。養育費はずっと不払い。生活苦から消費者金融で借入れをし、総債務額が300万円を超え返済不能になったことから司法書士事務所に相談に訪れた。

(2) 民事事件

Bさん（40歳）は1年前に上司のいじめにあい退職。その後失業給付金で食いつなぐも再就職先が見つからず、半年前から家賃を滞納。大家から建物明渡訴訟を提起されたため司法書士事務所に相談に訪れた。

(3) 成年後見

家庭裁判所から高齢のCさんの後見人就任の依頼。申立は市町村申し立てで、被後見人の家族が被後見人に対し虐待の疑いがある。就任後、資産を調査すると、被後見人の口座には残高がほとんどない。家族が使い込んでいたのだが、使い果たしているため取戻しが困難となっている。

(4) 不動産登記

任意売却による所有権移転登記。仲介業者より、売却後に住むアパートを借りなければならぬが、無職で収入がないため、どうしたら良いかと相談。

いまや司法書士業務に生活保護の知識は必要不可欠となっている。

3. 生活保護行政の問題点

生活保護は国民生活最後のセーフティネット → 現実には…

- ① 申請がなかなか受け付けられない（水際作戦）
- ② 違法・不当な指示、指導
- ③ 広報不足 等により利用しにくい制度となっている。

なぜか。

- 国家・地方財政の逼迫
- ケースワーカー（CW）の知識、経験不足
- 不正受給
- 生活困窮者（保護受給者）に対する理解不足、偏見
生活困窮者（保護受給者）の意識

4. 保護の理念・原理・原則

憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

- ⇒ 国民の権利である生存権を具体化し保障するための制度が生活保護
生活保護は権利である
国民の最低限度の生活を保障するのは国の責務である
- ⇒ 生活保護を利用することに対して、誰にも遠慮する必要はない。

・参考

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- ⇒ 人格権・・・個人々々が権利主体としてその尊厳が確保されるべき
- ⇒ プライバシー権・・・自己の情報の管理・他者にみだりに利用されない
- ⇒ 自己決定権・・・自らのことは自ら決定できる

憲法13条も生活保護制度利用にあたっては重要な意味を持つ。

生活保護法の基本4原理

（国家責任・無差別平等・最低生活保障・補足性）

（0）生活保護の目的

最低生活保障 自立助長

（1）国家責任の原理

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する

すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

法が憲法第25条（生存権、国の生存権保障義務）を具体化するものとして、立法化したもの。国（日本国）がその責任によって生活に困窮する国民を保護し、最低限度の生活を保障する。

※生活保護法上の「国民」とは・・・日本国籍を有する者

例外；適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人も、（予算措置として）保護に準ずる取扱いをする。
但し、不服申立てはできない。

(2) 無差別平等の原理

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

生活困窮に陥った原因は一切問わない。もっぱら、生活に困窮しているかどうかという経済状態に着目して行われる。

(旧生活保護法には、欠格条項（素行不良者や勤労を怠るものについては保護を行わない）があったが、無差別平等の原理によって、この欠格条項は削除された。)

→ 年齢・病気などは、生活保護受給の要件ではない。

(例) 65歳以上でないと生活保護を受けられない、などということはない

(3) 最低生活保障の原理

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

健康で文化的な生活水準

→人間の尊厳を維持するのにふさわしい生活

→社会に生きるものとして人前で恥をかかない生活、みじめな思いをしない生活

その要旨とするところは、それが単に辛うじて生存を続けることを得しめるという程度のものであってはならないこと、換言すれば、少くとも人間としての生活を可能ならしめるという程度のものでなければならないことを明らかにする点にある」（「解釈と運用」）

『この規約の締約国は、・・・・・相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める』国際人権規約11条1項（社会権規約；1979年批准）
最低生活ではなく『相当な生活水準』を実現することが締約国の義務である点が重要

(4) 補足性の原理

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

生活保護は、被保護者の資産や能力を活用し、扶養義務者の扶養や他の制度による扶助等、可能な限りで生活向上に努めてもなお最低限度の生活が送れない場合に開始される。（現代社会が自己責任を基調とする社会であることから、生活保護はあくまで個人が可能な努力をしてもなお最低生活を維持できない場合に登場する。）生活保護が「最後の」セーフティネットと呼ばれる所以。

- c f. 国家責任・無差別平等・最低生活保障の3原理は憲法の要請、国家を縛るもの
補足性の原理は国民側に求められるもの

※「その利用し得る」とは？

「資産についていえば、現実使用、収益、処分の権能を持っていること、能力についていえば現在直ちに発揮できることであって総じて利用するかしないかが何等特別の条件の成就をまつことなく、当人の意思だけで左右できることである。」（「解釈と運用」121ページ）

「資産、能力その他あらゆるものを」の「あらゆるもの」は、資産、能力だけでは表現し尽せぬものがあるので用いた」（「解釈と運用」119ページ）

補足性の原理の過度の強調 →→→ 水際作戦、違法・不当な指示、指導

補足性の原理は生活保護を受けさせないための規定ではない！

∴「申請」の要件ではない⇔生活保護「受給」の要件

※3項「急迫した事由」があれば保護受給可能 → 法63条返還の問題となる。

※ 急迫保護（生活保護法第4条3項）について

「第一項および第二項の規定は、或いは要件として、或いは建前として規定されており、且つ、要件としても努めて弾力性のある内容を持たせるように配慮されているから、当然保護が行われるべき場合に、この条文に規定する建前に縛られて保護ができないということは、法文の解釈上も殆どあり得ないと考えられたのであるが、万一の場合を考え第三項の規定を置いたのである。」（「解釈と運用」120ページ）

（補足性の原理に由来する資産活用・稼働能力活用・他法他施策優先・扶養義務優先等の詳細については後述（第6項））

第5条 前四条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

悩んだとき、疑問があるときには、文献を調べることも大切だが、、
憲法の理念・生活保護の基本原則に立ち返って考えよう！

生活保護法の4原則

（申請保護、基準及び程度、必要即応、世帯単位）

（1）申請保護の原則

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

申請行為…受理概念の否定。不受理の権限は福祉事務所にはない。

行政手続法2条3項 「申請の意義」

法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

行政手続法7条

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

次 第9 生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。

局 第9 1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと。

代理人による保護の申請は認められるか

→ 代理人による保護申請はなじまない（別冊問答集問9-2・これに対する批判あり）

(2) 基準及び程度の原則

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであることであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

→保護の基準（最低生活の内容）を市民が権利として請求できることを明文化

(3) 必要即応の原則

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

→必要即応の原則は、被保護世帯の特別な需要に対する特別な考慮も、それが最低生活保障の趣旨にかない、自立助長の目的に合致する限りにおいては、生活保護制度の運営上認められることを明らかにしている。

(4) 世帯単位の原則

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

→ 同一世帯では通常生計を一にしており、生活の困窮は同一世帯全員に影響があることから保護は世帯単位で定められる。世帯の認定は、基本的には同一の住居と生計の一

に着目して認定されるが、出稼ぎなどで別居していても仕送りなどで生計が密接関連していれば同一世帯となる可能性が高い。

→ 同一世帯の認定には必ずしも血縁関係の有無は問われない。

世帯分離

客観的に世帯は同一でも世帯単位で取り扱うには適当でない時は「世帯分離」を行う。

- 例)
- ・世帯の中に働けるのに働く努力をしない者がいる場合
 - ・世帯員に長期入院の者がいる場合
 - ・結婚、転職等のため独立し転居する予定の者がいる場合
 - ・自己に対し生活保持義務関係がない者と形式上同居している場合 など

※ 直系血族の世帯に転入した場合は、世帯分離を行わないと、その世帯全体が要保護世帯となる場合に限る。

e.g. 派遣切りにあい、とりあえず友人宅に居候 → 同一世帯ではない

5. 申請から保護開始までの流れ

相談



申請

①窓 口…自己の居住地または現在地の市町村を管轄する福祉事務所 (§ 19)
×住所地

※ DV被害者やホームレス生活者などの場合、現在地保護される。

※ 入院中等の理由で本人が窓口にいけない場合は、ケースワーカーが病院まで来て申請意思を確認することもできる。

②申請者…本人、扶養義務者、同居の親族 (§ 7)

原則；申請書を窓口へ提出。保護開始決定までに提出すればよい。

※ 申請の意思がある場合、仮に保護の要件に該当しない場合であっても、福祉事務所は相談者に対して申請書を交付しなければならないが、交付されない場合、自前の申請書を作成して提出してもよい。

改正法24条1項 及び 改正規則1条3項

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- 五 要保護者の性別及び生年月日
- 六 その他必要な事項

例外；特別の事情があれば口頭の申請も可

○ 申請に何を持っていくのか → 何もなくても申請はできる。

改正法 24 条 2 項

前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

←しかし、改正規則には提出書類に関する規定が盛り込まれなかった

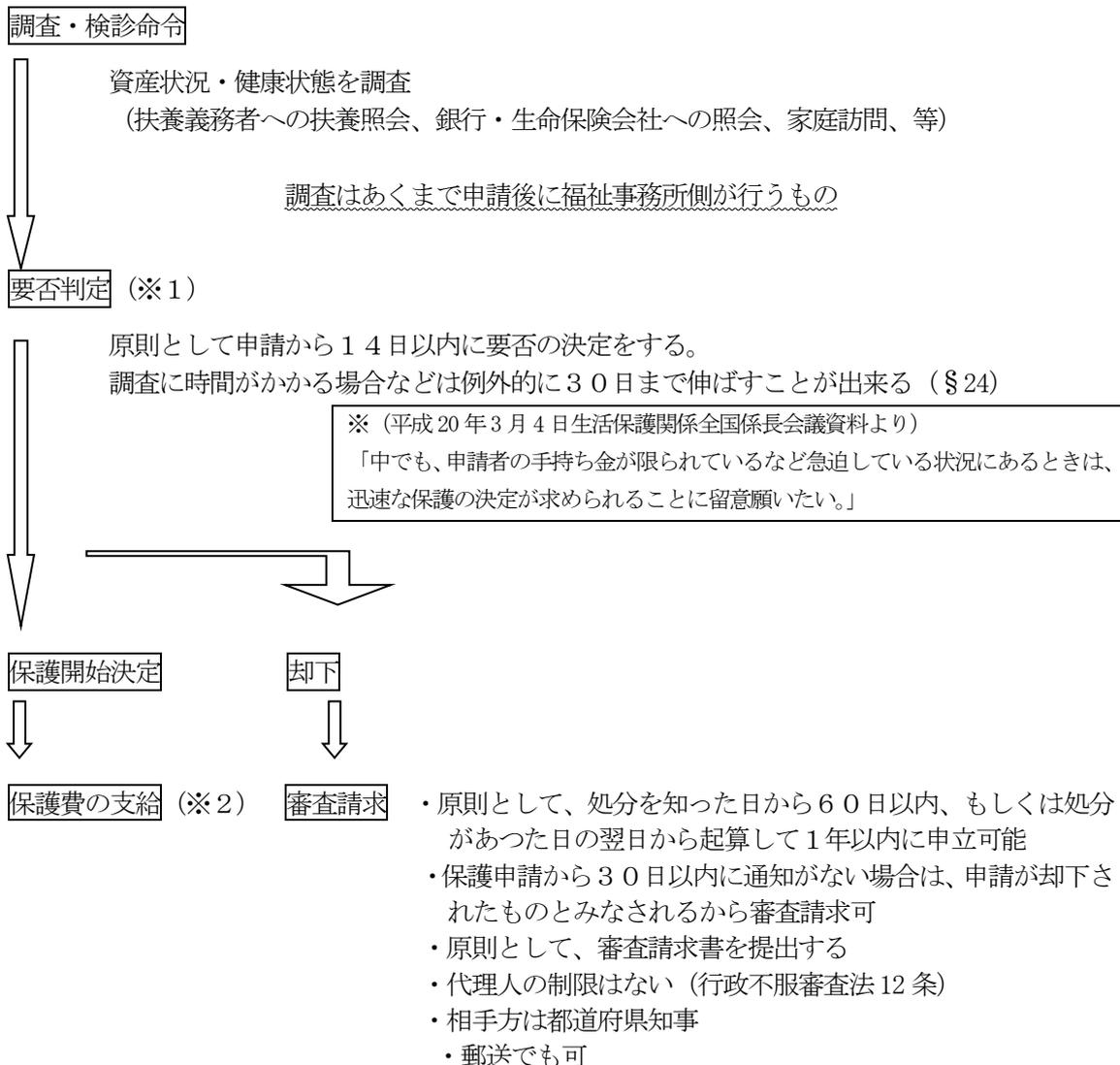
- 但し、あればいいもの
- ・ハンコ、身分証、
 - ・通帳、登記済証、保険証書など資産がわかるもの、
 - ・給与明細・年金証書などの収入がわかるもの、
 - ・障害者手帳・診断書などの健康状態がわかるもの、
 - ・賃貸借契約書などの居住地、家賃がわかるもの、・ ・ etc

- ※ 調査に必要な書類が足りなくても、申請後に、追って提出すればよい。
(保護が決定されると申請日を基準として計算された保護費が支給されるので、申請日は大事！
逆に言えば、何度相談しても申請をしなければ遑って保護費は支給されない。)

水際作戦を阻止！！とにかく申請を！！

「生活保護の申請に来ました！」

「申請書を出してください！」



(※1) 要否判定

最低生活費とその世帯の収入認定額を比べて収入認定額が少ないとき、つまり最低生活費>収入認定額のとき生活保護が支給される。
受給額としては、最低生活費から収入認定額を差し引いた差額が支給される。

収入とは？

生活保護制度では、働いて得た収入のみでなく、その世帯に入ったお金は原則としてすべて収入とみなされる。そこから必要経費等を差し引いた額を、収入認定額という。

なお、高校生のアルバイト等の収入については…

私立高校における授業料の不足費、修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費などに当てられる場合は、就学のために必要な費用として、必要最小限度で最初から収入として計算しなくてよい。⇒原則；収入申告必要

ほかに、未成年者控除(月額 11,400 円)、継続性のある職業に就いた場合は、新規就労控除(月額 11,200 円・6ヶ月間)等もあり。

収入認定額 = [働いて得た収入－必要経費(基礎控除等を含む)]
+ (年金収入－必要経費) + 援助収入 + (福祉的な給付－認定除外費) + 手持金

新たに収入認定から除外されるようになったもの

高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

要件

1. 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
2. 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
 - ① 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費(技能修得費の給付対象となるものを除く)
 - ② 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な入学金等に限る。)
 - ③ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - ④ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
3. 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認していること。

(※2) 保護基準(最低生活費)

最低生活費とは？

世帯毎の最低生活を営んでいくのに必要な額。世帯構成、年齢、その他の必要性を踏まえて国が定めている。

具体的に言うと、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費や介護費等を合わせたものの合計額。

扶助の種類

8種類の扶助で構成され、その世帯に必要なに応じて単給又併給して支給される

継続支給	生活扶助	生活に必要なもののうち、衣食や光熱費といったものについての給付 基準生活費の算定は世帯を単位として行い、世帯構成員1人ごとの金額は居住地や年齢によって異なる。 (11月～3月は冬季加算あり) 個人の状況によって、さらに加算あり (例) 児童養育加算、障害者加算、母子加算等	臨時に必要な支出については、一時扶助あり (例) 被服費、家具什器費、入学準備金等
	住宅扶助	賃貸住宅や借地の場合、家賃や地代が支給される(共益費は生活扶助の中から支払う)。但し、金額に上限あり(住宅扶助特別基準額) 転居が必要になった場合の敷金等(権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料)、契約更新時の更新料も支給される。 また、入居者負担で住宅の修理が必要な場合、住宅維持費も支給される。	
	教育扶助	義務教育での就学に必要なお金が支給される。 (毎月…学用品・学級費にあたる基準額、給食費の実費、学習支援費) (必要時…教材費、入学準備金は生活扶助一時扶助費から) 各教育委員会が実施している就学援助は重複調整のうえ、引き続き受けられ、修学旅行の費用は就学援助から支給される。	
	医療扶助	病院にかかる際の医療費、通院に必要な交通費、眼鏡やコルセット等 国民健康保険に加入している場合は保険証を返還し、原則として、福祉事務所から医療券の発行を受けて、これを持って病院等に行く。保険適用内なら全額扶助される。	
	介護扶助	介護保険による認定を受けて介護サービスを受けている場合、自己負担費用につき支給される。	
一時的支給	出産扶助	出産のために必要な費用	
	生業扶助	生業費(自営業のための設備費等) 技能修得費(手に職を付けるための費用) 就職支援費(職につくための費用…例;ハローワークへの交通費、面接時の衣服等の購入費等) 高等学校等就学費(基本額のほか、教材費、授業料、入学料及び入学考査料、通学交通費、学習支援費。ただし、公立高校を基準とする金額のため、私立高校の場合は、奨学金が必要。)	
	葬祭扶助	死亡診断書料、運搬料、火葬料などの費用。	

※成年後見人の報酬は扶助には該当しない。

→ 報酬請求するには、市区町村による特別の予算立てが必要。

※保護費は、原則として現金で支給される。

例外) 医療扶助は医療券により無料で受診。医療費は医療機関から福祉事務所に請求する。

※家具什器費

被保護者が、下記のいずれかの場合に該当し、炊飯機具、食器等の家具什器等を必要と認められる場合は、27,800円の範囲内で家具什器(暖房器具を除く)支給が認められる。

真にやむを得ない理由でこの金額では足りない場合は、44,400円まで認められる。

原則は現物給付だが、それが適当でない場合は金銭給付も認められる。

→福祉事務所に必要なもののリスト(金額入り)や広告などを持参して認めてもらう。

- ① 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- ② 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- ③ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき
- ④ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき

※暖房器具の購入（10/1～）

被保護者が家具什器費支給の要件のいずれかに該当する場合で、初めて到来する冬季加算が認定される月において、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

また、被保護者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式または煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、20,000円では足りないことが真にやむを得ないと福祉事務所が認めたときは、50,000円の範囲内にて認定して差し支えない。

※除雪費（10/1～）

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法に規定する豪雪地帯をいう）において、本人または親族や地域の支援では日常生活に必要な**通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は**、当該除排雪に要する費用について、冬季加算認定期間（各地区区分ごとに設定されている冬季加算を認定する期間）ごとに30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

これとは別に、住宅維持管理費として以前から認められているのは、豪雪地帯で雪囲い、雪下ろし等を行わなければ家屋が損壊する恐れがあるとき、それらの費用として一冬期間につき120,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

↓

※冷房代はどうか？

被保護者が冷房設備を購入するため、社会福祉協議会の生活福祉資金等からの貸付金を利用した場合に、当該貸付金を収入として認定しないこととする一方で、収入がある方についてはその返還金分を収入から控除する取扱い。→暖房器具同様に5万円まで認められるようになった

参考

※住宅扶助の引き下げ（2015/7/1～）

ポイント

- 単身世帯から7人以上の世帯まで、限度額が細かく設定された。
- 単身世帯の場合、専有部分の床面積によって、原則として限度額に差が設けられた。
- 経過措置が設けられたので、旧基準額を適用させるよう交渉する余地あり。

・経過措置等（福祉事務所の判断による適用）

- ① 減額の適用を契約更新時まで猶予
- ② 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の基準額を適用
- ③ 自立助長の観点から当該住居への居住が必要と認められる場合等は、床面積別上限額を適用しない

(1) 単身世帯で床面積が15平方メートル以下の場合

原則として、下記の限度額が適応される。(月額、1平方メートル未満は切り上げ)

	11㎡～15㎡	7㎡～10㎡	6㎡以下
1級地	36,000円	32,000円	28,000円
2級地	35,000円	31,000円	27,000円
3級地	29,000円	26,000円	23,000円

例外として、次に掲げる当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合又は当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合に該当する限りにおいては、旧基準額を限度とする。

- (ア) 通院又は通所をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合
- (イ) 現に就労又は就学をしており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合
- (ウ) 高齢者、身体障害者等であって、日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合

(2) 複数世帯及び単身世帯でも床面積が15㎡より広い場合

原則として、特別基準額の表の金額が限度額

例外として、原則で定める額によりがたい家賃、間代等で、あつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額(月額)の範囲内において、特別基準額の設定があつたものとして必要な額を認定して差しかえない。

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
1級地	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	68,000円	72,000円
2級地	51,000円	55,000円	59,000円	62,000円	66,000円	66,000円	70,000円
3級地	42,000円	45,000円	48,000円	52,000円	55,000円	55,000円	58,000円

最低生活費の計算

① 全国市区町村を6段階に分類。

- 1級地の1・・・東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市 など
- 1級地の2・・・札幌市、千葉市、広島市、福岡市 など
- 2級地の1・・・青森市、前橋市、和歌山市、高知市、那覇市 など
- 2級地の2・・・北海道夕張市、三重県松阪市、長崎県佐世保市 など
- 3級地の1・・・岩手県花巻市、埼玉県秩父市、滋賀県彦根市 など
- 3級地の2・・・1級地、2級地及び3級地の1以外の市町村

② 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができる

6. 司法書士が申請に同行する意義

① 申請者のエンパワメントと申請権の確保

ともすれば窓口の対応によって気持ちを挫かれがちな当事者を支え、申請意思を窓口伝えるためのサポートをする。

② 困窮状態の説明援助

当事者の困窮状態を分かりやすく実施機関に伝えるためのサポートをする。

③ 誤った教示からの防御

- ・ 実施機関の誤った教示・違法な行為を指摘することにより当事者の負担を軽減。
- ・ 必要な教示を行なうように実施機関に求め続けることにより、実施機関の姿勢を改めさせる。

④司法書士会の同行支援費制度を利用することによる経済的なメリット
後で保護費から払わせる悪質な専門家の存在がある。

7. 補足性の原理 論点

(1) 資産の活用

現実には、最低生活の維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持および自立助長に実効があがっていると認められるものは、処分しなくてよい。

→「処分」のみが「活用」ではない！

(主な資産についての具体的な行政運用)

① 現金・預貯金；

生活保護申請時においては、最低生活費の2分の1の保有が認められ、収入認定されない。生活保護受給中に、保護費のやり繰りによって生じた預貯金は、使用目的が保護の趣旨目的に反しない限り、保有が認められる。

c f.) 問第3の18-2

高等学校等卒業後、当該生活保護受給者が、専修学校、各種学校 又は大学（以下「専修学校等」という。）に就学するにあたり、のいずれにも該当する場合には、就学するために必要な経費に充てることを目的とした保護費のやり繰りによる預貯金等を行うことが可能

- ア、 高等学校等卒業後、専修学校等に就学することが就労に必要な資格取得に資するなど特に生活保護受給者本人の自立助長に効果的であると認められること
- イ、 預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校等に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）に充てられるものであること
- ウ、 やり繰りで生じる預貯金等に対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に福祉事務所の承認を得ていること

② 自動車；「自動車保有問題」として社会問題になってきている 資料5

【原則】 維持費がかかる等の理由により、処分価値の有無に関わらず保有は認められず、現在所有している場合は、売却処分を求められる。

【例外】 次の場合は保有が認められる。

ア) 事業用自動車の場合

イ) 通勤用自動車の場合

下記 a～d のいずれかに該当する場合、自動車以外の通勤方法が全くないか、通勤が極めて困難で、自動車の保有が社会的に適当と認められるときは、保有が認められる。

なお、a 以外は、勤労収入が自動車の維持費を大きく上回ることが必要とさ

れる。

- a. 障害者が自動車通勤する場合
- b. 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車通勤・通院する場合
- c. 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車通勤する場合
- d. 深夜勤務等の仕事に就いている者が自動車通勤する場合

なお、ア)イ)に該当する場合、燃料費、修理費、自賠責保険料、任意保険料は必要経費として勤労収入から控除される。

- ウ) 障害者が自動車通院・通所・通学する場合
なお、通院・通所・通学に使用する場合の自動車の維持費については、他からの援助や障害者加算でまかなわれる見通しがあることが必要とされる。
- エ) 短期間で自立が見込まれる場合については、処分指導を「保留」する。
保護の開始申請時には失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者で、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものは、処分指導を行わない、とされる。
(この場合、一定要件のもと、求職活動での自動車の使用が認められる。)

- オ) 保育所等の送迎のための通勤用自動車
下記 a b いずれにも該当する場合に認められる。
 - a. 当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全くないか、あっても転入所がきわめて困難であること。
 - b. 転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効であると認められること。

(別冊問答集問 3-14)

生活用品としての自動車は原則認められないが、保有を容認しなければならない事情がある場合には、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断する。

※ 保有が認められた自動車が古くなった場合、一定要件のもと、更新も認められる。

③ 125cc 以下のオートバイ及び原動機付自転車；

下記の要件を満たす場合、生活用品として保有が認められる。

ア) 現実に、最低生活の維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持および自立助長に実効があがっていると認められること

イ) 当該地域の一般世帯との均衡を失しないこと

ウ) 自賠責と任意保険に加入すること

エ) 維持費の捻出が可能であること

(なお、125cc を超えるオートバイについては、自動車の保有要件と同じ)

④ 居住用の不動産；

処分価値が利用価値に比べて著しく大きい場合を除き、保有が認められる。

※目安 (標準3人世帯の生活扶助基準+住宅扶助基準) ×10年

※ 住宅ローンが残っている場合

【原則】生活にあてるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として認められない。

【例外】ローンが残っていても、次の場合は保有が認められる。

ア) ローンの支払いの繰り延べ（猶予）がされている場合

イ) ローンの返済期間が短期間で、ローンの支払額も少額の場合

（なお、東京都の場合、「期間は5年程度、金額は月毎の支払額が世帯の生活扶助基準の15%以下程度、ローンの残額が総額で300万円以下程度」という一応の目安があるほか、別世帯の親族がローンを肩代わりして支払う場合は、恵与金のうち自立更生にあてられる額として収入認定除外の取扱いが可能である、とされている（「2006年度生活保護運用事例集」）

※ 破産予定等で、ローンの返済を停止しており、住宅の保有を前提としていない場合は、資産活用の問題は生じないため、保護が認められる（このような場合、後日、転居が必要になれば、転居費用が支給される）。

司法書士から福祉事務所に対して、破産予定である旨の説明を行うとよい。

参考 リバースモーゲージ（要保護世帯向け長期生活支援資金制度）

一定の貸付限度額に至るまで毎月決まった額の融資を受け、限度額に達した段階で貸付けがストップされる制度。原則として、貸付けを受けた者の死亡により償還期限が到来し、債務の承継人は一括でこれを返済する義務を負う（償還額は、原則として償還時の売却額の範囲内。回収不能額は償還免除の上、原資の不足が生じる場合は予算措置を行う）。

（対象者） 原則 65歳以上の高齢者

（対象物件） 500万円以上の評価のある居住用不動産である土地（またはマンションの所有権敷地権）がある場合

※ 評価額の計算方法

① 土地の固定資産税評価額×7分の10

② 土地の地価公示価格（又は都道府県の地価評価）×面積

但し、借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと

（貸付額） 生活保護基準の1.5倍となるように（収入充当額を引く）

（貸付限度額） 建物を含む評価額の7割（敷地権付マンションの場合は5割）

※ なお、リバースモーゲージの利用にあたり、成年後見制度を活用するために必要となる費用については、保護費として支給される。

※ 2007年4月、扶養義務を果たさずに被保護者の死後にその所有不動産を相続することへの批判から導入されたものであるが、要保護者の保護利用を不当に抑制するという批判がある。

※ リバースモーゲージの貸付決定前に保護開始となる可能性が高く（急迫状態の場合等）、リバースモーゲージの契約を締結するまでは生活保護を当然利用し得るものであり、水際作戦に注意。

⑤ 生命保険の解約返戻金；解約し、資産として活用するのが原則。

但し、保険の種類；死亡・障害や入院給費などの危険に備えるもの

※貯蓄的性格が強いと思われる保険の保有は認められない。

解約返戻金；最低生活費（医療扶助を除く）の3ヶ月程度以下

保 險 料；最低生活費（医療扶助を除く）の1割程度以下
加入形態；保険加入による利益が生活保護利用世帯のものとなる
場合は、満期返戻金か解約返戻金を受け取ったときは、保護開始当時の解約返戻金相当額を、既に支給を受けた生活保護費の範囲で福祉事務所に返還（法63 返還）することを条件にして、生命保険を保有したまま生活保護を受給することが出来る。

⑥ 学資保険；

(1) 生活保護受給前から学資保険に加入していた場合

保護申請時に15歳満期または18歳満期の学資保険に加入している場合で、解約返戻金が50万円以下の場合、保有が認められる。

満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法63条返還の対象となるものではあるが、本来の目的である就学等の費用にあてられる限り、返還を要しない。

開始時の解約返戻金相当額以外の分は、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金」と同様に扱われる

※ 開始時の解約返戻金相当額以外の分の上記取扱いは、学資保険以外の保険についても同様。

(2) 保護開始後に加入した場合

返還の必要なし

資産がある場合と法63条返還

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない。

→ 急迫の事情があり、資産がすぐに活用できない場合は、とりあえず先に生活保護を実施し、後に資産が活用できたとき（換金など）に、利用者より福祉事務所に返還がなされることになる。

→ 「法63条返還」の問題か、「収入認定」の問題かは、「資力」がいつ発生したかがポイント

○「収入認定」とは・・・保護受給中に新たに「収入」が発生した場合、これを収入として認定し、その分将来にわたって保護費を減額したり、保護を廃止すること。

(例 →資力発生時点)

1) 遡及年金の受給 →年金受給権が生じた時点

※裁定請求した日・裁定日とする強い批判あり

2) 相続財産 →法定相続分については被相続人の死亡時点

3) 交通事故による損害賠償請求権 →加害行為の発生時点

4) 離婚に伴う慰謝料 →調停、審判等が継続中の場合は慰謝料請求権が確定時点

5) 過払い金 →依頼した債務整理事件の精算時点 ※詳細後述

※ 返還にあたっての考慮

…保護利用世帯の自立助長を考慮して、返還額は「実施機関が定める額」に減額できる。

(返還額の決定で（一部）免除できる場合の例)

ア) 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を

- 行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額（保護基準内の額に限る）
- イ) 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額
 - ウ) 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額

いずれにしても、福祉事務所による返還額の決定が必要

※平成30年10月1日施行

法63条の返還債権について、これを「国税徴収の例により徴収することができる」ものとする法77条の2の新設により、**非免責債権化**された。また、法78条の2の一部改正により、法63条債権にかかる徴収金について、**被保護者からの申し出**があり、かつ保護の実施機関が当該被保護者の**生活の維持に支障がないと認めた時**は、保護金品を交付する際に**天引き徴収**をすることが可能となる。

なお、保護費と調整できる返還金の範囲については、**保護の実施機関の調査が不十分等**であること等により、資力があるにもかかわらず、**資力なしと誤認**して保護の決定を誤り不当に高額な保護費を支払った場合等、保護の**実施機関の責めに帰すべき事由**により不当に保護費を支給した場合は含まれない。

比較：法78条徴収

- 法63条返還は不当利得返還請求的性格を有するのに対し、法78条徴収は不法行為に基づく損害賠償請求的性格を有する。
- 意図的な収入無申告等の不正受給の場合による法78条徴収の場合には、各種控除が適用されず、必要最小限の実費を除き全て徴収の対象となる。

※平成26年7月1日施行

地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給にかかる徴収債権を有している場合、**本人からの申し出を受け**、保護の実施機関が**最低限度の生活の維持に支障がないと認めた時**には、保護費と調整することが可能になる（改正法78条の2）。

具体的に、**最低限度の生活の維持に支障がない金額**とは？

保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上限とする

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に**100分の40**を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

なお、加算措置が採られるのは以下のような場合である。

- ① 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- ② 過去に保護の不正受給を繰り返して行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- ③ 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

(2) 稼働能力の活用

働ける人はその能力に応じて働いて生活費を稼ぐこと。

福祉事務所では、原則として18歳から64歳までは稼働能力があるとして就職活動を求められる。

しかし、一生懸命就職活動をして見つかからないこともあるので、その場合は、ハローワークの登録カードや就職活動経過を記した報告書を作成して、就職活動をしていることを説明することが必要。

稼働能力を活用しているか否かについては、下記により判断する。

ア) 稼働能力の有無

年齢や医学的な面だけでなく、資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、客観的かつ総合的に勘案して評価する。

イ) その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思の有無

求職状況報告書等により求職活動の実施状況を把握し、アで評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて評価する。

ウ) 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることの可否

アで評価した稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報、育児や介護の必要性等その者の就労を阻害する要因を踏まえて評価する。

※ 「補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても、実際に活用できる場がなければ、「利用し得る能力を活用していない」とは言えない。」

(林訴訟・名古屋地方裁判所平成8年10月30日判決。名古屋高等裁判所平成9年8月8日判決同旨)

(3) 他法他施策の活用優先

年金や手当など他の法律で給付が受けられるものがある場合には、まずはそちらを活用するという原則

ex.) 年金、介護保険、雇用保険、児童扶養手当等、国民健康保険税や国民年金保険料の減免

「この制度による保護に対し、他の法律による扶助が優先すべきことを特に規定したのはこの制度が他の制度の目的のために濫用されることを防止しようという趣旨に出るものである。この制度は、国民の最後の生命線を確保しようとするものであるから、特にその実施が国家責任となり、その事務が国の事務となり、その費用の八割（注：当時）が国庫負担となっているのである。然るに、地方における運用の実績を見ると他の目的のために八割国庫負担という実益のあるこの制度を利用し、他の目的のために用意された費用の不足をこの制度の費用で實際上補充し、以て地方費負担の軽減を図る事例なしとせぬ実情である。このような実情に対応し特にこの規定を置いたのである。

なお、この規定の内容をなす原則は、至極当然なことであって、法律上呼ばれる一般法に対する特別法優先の原則である。」（「解釈と運用」120ページ）

(4) 扶養義務の履行の優先

扶養義務関係にある者からの援助を受けられる場合には、その援助を優先するということ。

但し、ここでいう「優先」とは、実際に扶養援助を受けられる場合には、その扶養援助を優先するという意味であって、扶養援助の調査をしなければ生活保護の申請が出来ないというわけではない。申請があった後に、扶養家族の有無や援助の可否を確認すればいいという話。

なお、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない扶養義務者に対してや、扶養義務者からのDV等扶養調査そのものが自立を阻害する場合の扶養照会で、明

明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、当該扶養義務者が要保護者と生活保持義務関係にある場合でも、扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱ってよく、また、当該扶養義務者が生活保持義務以外の関係にある場合は、個別の慎重な検討を行い、扶養の可能性が期待できない者として取り扱ってよい、とされている。

「生活保護法による保護と民法上の扶養との関係については、旧法は、これを保護を受ける資格に関連させて規定したが、新法においてはこれを避け、単に民法上の扶養が生活保護に優先して行われるべきだという建前を規定するに止めた。」（「解釈と運用」120ページ）

課 問（第9の2）相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

（答）扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

※平成26年7月1日施行

保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法上の扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護開始決定をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、扶養義務者に対して書面でもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合はこの限りでない（改正法24条8項）。

保護の実施機関は保護開始決定等（省略）のために必要があると認めるときは、…厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらのものであった者に対して、報告を求めることが出来る（改正法28条2項）。



扶養義務者への通知および扶養の履行（改正規則2条、3条）

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の養義務者に対する扶養能力の調査によって、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定を通知するまでの間に通知するとともに、書面により履行できない理由について報告を求めること。

次の各号のいずれにも該当する場合に限り通知し、かつ報告を求める

一 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第七十七条第一項の規定による費用の徴

※「扶養」義務の種類

1. 絶対的扶養義務者（民法877条1項）

①生活保持義務関係…夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子）に対する関係
義務者が同程度の生活を保障する義務

②生活扶助義務関係…①以外の直系血族及び兄弟姉妹

義務者がその者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせようえ
でなお余裕があれば援助する義務

2. 相対的扶養義務者（民法877条2項）

上記以外の3親等内の親族が扶養義務を負¹⁸うのは、特別の事情（現に扶養している、逆に過去に要保護者から扶養を受けていた等）がある場合で、家裁の審判を受けた場合のみ

収を行う蓋然性が高いと認めた場合

- 二 保護の実施機関が、申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合 ←これを広く解釈させる必要がある

さらに改正法 29 条 1 項では、官公署等に対して、法 77 条の費用徴収のために必要な時は、扶養義務者に対する過払税額や所有不動産等の情報に関する回答義務を課した。

8. 保護利用者の権利と義務

<権利>・不利益変更の禁止 (法 56 条)

正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない。

- ・公課禁止 (法 57 条)
保護金品には租税その他課税されない。
- ・差押禁止 (法 58 条)
保護金品、受給権は差し押さえられることがない。 c f.) 改正法 78 条の 2
- ・譲渡禁止 (法 59 条)
保護を受ける権利を譲り渡すことができない。
＝何者にも奪われることがないという意で権利と解釈。
- ・そしてなにより憲法で保障される基本的人権！！

(※ 生活保護を利用した場合に減免が受けられるもの)

- …医療費 (無償)・介護保険料・子供の義務教育費・国民年金・NHK の受信料 (無償)・水道料金 (基本料無償)・住民税等

<義務>・生活上の義務 (法 60 条)

能力に応じて勤労に励み、**健康を保持し**、生活の維持・向上に努める。

- ・届出の義務 (法 61 条)
収入、支出、居住地、世帯構成の変動等があったときは福祉事務所に報告。
※収入を申告しなければならない←理解できていないことが多い
→不正受給
Cf.) 12 ヶ月に一回の割合で資産の有無、程度、内訳等について書面での申告が求められる。資料の提出も求められる。
- ・指示等に従う義務 (法 62 条)
福祉事務所の指示等には従わなければならない。
もちろん、違法・不当な指示には従う必要なし。
- ・費用返還の義務 (法 63 条) ※前述

9. 保護の停止と廃止

保護廃止の要件 ※下記①～③以外では原則として保護は廃止できない。

①生活保護法 26 条 (保護を必要としなくなったとき)

- …生活保護以外の収入、資産で生活の目処が立った場合
いったん保護費の支給停止の措置がとられ、その後 6 ヶ月続けて収入が最低生活費を上回った場合に保護が廃止される。要否判定が必要。

②生活保護法 28 条 5 項 (立入調査の拒否、検診命令に従わない場合)

…ケースワーカーの訪問を拒んだり、検診命令を拒否した場合等。

保護実施機関が生活状況を把握することができず、適正な保護の実施が不可能になるため、廃止せざるを得ない。 ←不利益処分に対し、弁明の機会を与えていないのが問題

③生活保護法62条3項（指導指示違反）

…保護実施機関から指導指示があつたにもかかわらず、これに従わないときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

文書による指導指示と弁明の機会が必要

（手順；口頭指示→文書での指示→弁明の機会→保護の廃止）

また、指導指示等自体が不当な場合は、もちろん廃止してはならない。

※ 「期限付きの保護」などない。原則として、実際の収入が安定して最低生活費を上回り、要保護性が消滅するまでは、保護の廃止はできない。

（生活保護法第27条）

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

※「保護辞退届」について

要保護性があるため廃止できない場合、利用者に辞退届を書かせる場合がある。

小倉餓死事件

北九州市小倉北区で平成19年7月10日、一人暮らしの男性（52）が自宅で孤独死しているのが発見された。男性の遺体は死後約1カ月、一部ミイラ化している状態であった。男性は生活保護を受けていたが、市のケースワーカーから執拗な就労指導を受け、肝炎、糖尿病、高血圧を患い精神的にも不安定で働ける状態ではなく、さらには自宅のガス・水道が停止された状態であったにもかかわらず、半ば強制的に辞退届を書かされ、4月に受給が廃止された。男性の日記には「生活困窮者ははよ死ねってことか」「書かされ 印まで押させ 自立指どうしたんか」「ハラ減った。オニギリ食いたーい。25日米食ってない」などと書き残されていた。この件について、北九州市の保護課課長は「(本件は) 自立がうまくいったモデルケース」と驚くべきコメントをした。なお、就労指導の根拠ともなった普通就労可と記載された診断書について、作成したとされる医師は「そんな診断はしていない」と市に抗議している。

福祉事務所などの保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、職権によって保護をしなければならない義務をおっている（§25-I）

→本人の辞退届にかかわらず、実施期間自身が「保護がなくなった」か否かを判断する必要がある。（参考：平成18年9月27日広島高裁判決）

「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。（厚生労働省社会・援護局保護課課長通知）

すでに辞退届を提出してしまっていた場合

→ 対応としては、辞退届の「撤回」をすぐにする。

→ 内容証明での通知、併せて再度の申請もすればなおよし。

10. 生活保護受給者の債務整理手続き

生活保護受給者の債務整理手続きの選択

- ・ 原則は破産手続・・・保護費を借金の返済に充てると最低生活を下回る生活を強いられるため、分割返済は相当ではない。
- ・ 任意整理は可能か・・・10万円ほどの残債務でも破産を選択するのか
- ・ 少額の債務の場合の対処

手続費用等を考慮すると、破産手続が相当ではない場合もあるものと思われる。保護費については差押が禁止されていることから、後掲参考資料（17頁）のような通知を送付して消滅時効の完成を待つという方法を選択せざるを得ない場合もある。前の破産手続から7年が経過していないために破産手続を選択することができない場合にも有効である。また、過払い金を返済原資として按分弁済し、残債権の放棄を求めることも有効な手段となり得る。
- ・ 法律扶助の活用を

生活保護受給者は償還免除

① 生活保護と任意整理

過払金の回収が見込める先があり、回収金をもって残債務を支払うことができる可能性があれば、任意整理を検討するところであるが、これまで、福祉事務所から、過払金については法63条返還請求を受け、債務については支払わないことを求められることが多々あった。

A 計算上過払金の発生 → B 保護受給開始 → C 債務整理受任・取引停止 →
→ D 和解成立（判決） → E 代理人口座へ返金 → F 費用精算後本人へ返金

この点につき、平成21年より、生活保護手帳別冊問答集において、下記のとおり明記されることとなった。

（問8-32）〔債務整理にかかる必要経費の認定について〕

A社、B社、C社の3社に債務がある被保護者が弁護士に依頼して債務整理を行ったところ、A社には30万円、B社には25万円の債務が残ったが、C社の債務には過払いが発生した。この過払い金について返還請求した結果、C社から和解金100万円を得ることになった。弁護士は、この和解金100万円からA社及びB社の債務を返済し、報酬として弁護士費用15万円を差し引いた30万円を被保護者の口座に振り込んだ。この場合、収入認定にあたり、A社、B社へ支払った返済額及び弁護士費用についてはどのような取扱いとなるのか。

（答）多重債務を抱える被保護者が複数の債務を弁護士に依頼して一括して整理する場合には、債務整理の結果得られた残額を次第8の3の（2）のエの（イ）の臨時的収入として収入認定することになる。また、債務整理のための弁護士費用については、必要経費として控除して差し支えない。したがって、この事例では、和解金100万円からA社及びB社の債務の弁済に充てた30万円と25万円を差し引いた残額45万円から8千円を引いた額が収入となり、さらに弁護士費用15万円を必要経費として控除した29万2千円を収入認定することになる。

※ 臨時的な収入の場合、8,000円（月額）を超える場合に、その超えた額が収入認定される（次第8-3-(2)-エ-(イ)）

② 生活保護と破産

生活保護法上の返還金は、一般破産債権である。

→ 破産手続に際し、福祉事務所が、過払い金や保険の解約返戻金を63条返還により回収している場合、破産管財人より否認される可能性がある（東京地裁判決あり）。

※ 破産手続における留意点

債権者であるかの確認

- ① 既に返還決定がなされている場合
- ② 返還決定がまだなされていない場合

(生活保護受給中に借入れをし、後日返還決定がなされる可能性がある場合)

①②いずれにおいても、

債権者一覧表に記載し、免責決定を得ることにより、破産手続開始の日時までに発生した事由に基づく返還を阻止すべきか？

→ 生活保護受給中の借入れが不正受給だと追及される可能性があるので依頼者によく説明をする必要がある。

※ 自由財産の処理

例えば、回収過払金を持って、破産手続に至った場合

- ① 破産手続開始の日時までに発生した事由に基づく返還は阻止
- ② 回収過払金が自由財産である場合は(破産法34条3項)、破産手続開始日時において資力となるので、その時点で収入認定・返還の対象となる。
- ③ 回収過払金が自由財産の拡張によって自由財産となったときには(同条4項)、自由財産の拡張をしたときに収入認定・返還の対象となる。

参考：78条徴収金は被免責債権とされた(平成26年7月1日以降)

1 1. なぜ司法書士が取り組むのか

業務???プロボノ???

使命

支援者として 「身近な暮らしの法律家」として

1 2. 追加

(1) 「年金担保融資」について

・平成18年3月31日「生活保護行政を適正に運営するための手引き」により、取り扱いが変更された。

- ① 保護利用者が年金担保融資を利用できないように福祉医療機構に情報提供
- ② 過去に年金担保融資を利用しながら生活保護を受けていた人が再度借入をし保護申請を行う場合 →原則：保護申請を却下する。
例外：急迫状況・社会通念上真にやむを得ない状況の場合、必要に応じ生活保護の適用を判断する。

※ ①については、個人情報保護の観点から、②については、無差別平等の原理から、非常に問題のある運用である。

また、上記の運用については誤って広まっている部分もあり、過去に年金担保融資を一度でも受けたことがある者は生活保護が受けられないという説明がなされていることもあるので注意。

(2) 通院移送費(交通費)について

平成20年度、福祉事務所管轄外の医療機関に受診する際には移送費(交通費)が認められないかのような通知が出され、後に、実質的に撤回されているが、誤った運用の多いところである。

→ 受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在す

る医療機関に限る。

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。

(3) 児童手当について

2012年度から、「子ども手当」が「児童手当」に変更された。

2019年度の児童手当は、2012年度同様、中学校修了までの子ども一人につき、父母等（子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている等の要件あり）に支給される。

- ・ 0～3歳未満 一律15,000円
 - ・ 3歳～小学校修了 第1子・第2子：10,000円
第3子以降： 15,000円
 - ・ 中学生 一律10,000円
 - ・ 所得制限（※）以上 一律 5,000円
- （※ 夫婦と児童2人の場合、年収960万円未満）

(4) 転居費用について

保護受給中に転居するにあたって敷金等が必要な場合（※1）

保護申請時に安定した住居がない場合（※2）

等は、アパートを借りるための費用が支給される。

上限あり… 1人世帯、2人以上世帯ともに、2人以上世帯の住宅扶助基準×3

支給される範囲… 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険、保証人がいない場合の保証料
(水まわり消毒料等は出ないので、注意)

運送代は、3社見積りを取った上、最安の業者の料金分が支給される。

※1 基準より高い家賃のアパートに住んでいて、基準内の家賃のところに転居する場合、家主から立退きを求められている場合、退院する場合、通勤が著しく困難な場合、離婚により転居の必要がある場合、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合等

※2 友人宅に居候している場合、ホームレス状態の場合 等

(5) 就労・自立支援策について

1. 被保護者就労支援事業

i) 目的

被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(被保護者就労支援事業)を実施し、被保護者の自立の促進を図ること。

ii) 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。)であって、就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者

iii) 実施主体

原則として、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって社会福祉法

人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他、都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が行うべき事務を除き、本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

iv) 事業内容

- (ア) 就労支援…相談、助言、求職活動の支援、求職活動への同行、
連絡調整、個別求人開拓、定着支援
- (イ) 稼働能力判定会議等の開催
- (ウ) 就労支援連携体制の構築…地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有、
地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有、
中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討、就労の場の掘り起こしについて協力要請等

2. 被保護者就労準備支援事業

(生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業に相当する事業)

i) 目的

- (ア) 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労体験などの実践的な就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業を実施し、就労可能性を高めること。
- (イ) 無料低額宿泊所を運営する事業者及び無料低額宿泊所を運営する事業者による関連小規模施設グループにおいて、利用者に対して、積極的な自立・就労支援に取り組む事業者を支援することにより、無料低額宿泊所の運営の健全化を図るとともに、利用者の居宅移行を促進すること。

ii) 事業の種類

(ア) 一般事業

① 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、傷病、障害等のため就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。)であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望するもの

② 実施内容

日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、就労自立に関する支援

(イ) 居宅生活移行支援事業

① 実施内容

無低宿泊所(群)を利用中の被保護者に対して、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置するなどして、利用者ごとに支援計画を作成したうえで必要な支援を実施し、利用者の居宅生活等への移行を図るとともに、支援計画の達成状況の検証等を行う。

② 留意事項

(ア) 契約内容の透明化について

- a 利用者と事業者における当該宿泊所の利用に係る契約書の作成
- b 利用料明細の提示

(イ) 金銭管理などの状況

- a 書面契約に基づく金銭管理の実行
- b 金銭管理を行う場合における個人ごとの現金出納簿の整備

(ウ) 利用者ごとの支援計画(退所後の支援計画を含む。)の作成状況

- a 利用者ごとの支援計画の作成
- b 関係者によるケースカンファレンスの実施(施設職員、CW、本人)

(エ) 支援計画の達成状況

支援計画達成検証カンファレンスの実施(施設職員、CW、第三者)

(オ) 収支状況(収支状況の公開の有無や公開されている内容、利用者から得た収益を不当に施設関

3. 自立活動確認書について ←こちらの制度を利用することも可能

(ア) 対象者…保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者

(イ) 自立活動確認書の作成

保護の実施機関が集中的な就労支援を行うために自立活動確認書を作成させる。

① 対象者との面談

その期間内に行う就労自立に向けた具体的な活動内容やその活動を計画的に行うことについて、被保護者と保護の実施機関が双方で確認。

② 確認書の作成にあたっては、求職の業種、就労場所、勤務形態、等就職に関する本人の意向、学歴、職歴、稼働能力、地域の求人状況等を総合的に勘案し、その活動期間内に就職できることを目指し、具体的な目標や、求職活動の内容及びそれに対する具体的な就労支援、その他保護の実施機関が必要と認める事項を確認する。

③ 確認書は、本人の同意および署名を得て、原本を保護の実施機関が保管し、写しを被保護者に手渡し、内容を共有する。

(ウ) 活動期間

原則6ヶ月

活動期間終了時点において、確認書に基づく求職活動の状況等を評価する。評価の結果、今後も集中的な支援を継続することが効果的であると判断される場合には、最長6ヶ月を延長期間とし、本人の同意を得て再度確認書を作成し、引き続き就労支援を行う。

(エ) 確認書に基づく求職活動の確認及び確認書の見直し

求職活動の報告時 対象者に対しては、毎月、求職活動状況・収入申告書の提出を求めるととし、保護の実施機関は、その記載内容を確認し、不明な点がある場合には、被保護者との面談などにより活動内容を確認する。

4. 就労活動促進費について

(ア) 対象者

自立活動確認書を作成している者で、早期に就労による保護脱却が可能と判断される者

(イ) 支給要件

① 確認書に基づく就労活動を実際に行っていること。

② 原則、月1回以上面接を受けている又は月3回以上、求人先に応募していること（地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合を除く。）。

③ 原則、月1回以上ケースワーカー又は就労支援員の就労指導の面接を受けること（保護の実施機関との面接予定日に求人先の面接を受けることとなった場合など、就労活動上やむを得ない理由で面接を受けることができない場合を除く。）。

④ 確認書に基づく就労活動として、下記を組み合わせると月6回以上（週1回以上）行っていること

（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等、やむを得ない事情により回数を満たせない場合を除く。）。

A. ハローワークにおける求職活動

具体的には、ハローワークへの求職申込を行ったうえで、以下の活動を行うこと。（1日を1回として計算）。

- ・ ハローワークでの職業相談、職業紹介（ハローワークの紹介状を得ても、正当な理由なく書類提出や面接を行わなかった場合は対象外）
 - ・ 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加（同内容のセミナーは 1 回に限り対象。ハローワーク以外の者が実施するセミナー等は保護の実施機関があらかじめ認めたものに限る。）
- B. 就労支援プログラムに基づく福祉事務所の就労支援員等による就労支援 への参加
- C. 生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

(ウ) 支給金額 月額5000円

(エ) 支給対象期間

原則6ヶ月間のうち確認書で定めた活動期間。

ただし、就労活動の結果、確認書の活動期間内での保護脱却は困難と判断し、確認書の活動内容を見直した場合には、翌月から支給対象外とする。

(オ) 支給手続

被保護者自らによる申請に基づいて支給を行う方式とする。

- ① 保護の実施期間は、申請時の手続 確認書を策定する際に、促進費の支給要件についての説明を行い、要件に該当する活動をしようとする被保護者からの申請を受け付ける。
- ② 支給開始時の手続 促進費は、活動状況を確認後、支払を開始する。
- ③ 支給継続の確認
促進費の支給を開始した者については、毎月、確認書に基づく自身の就労活動の実績について、求職活動状況・収入申告書を用いて報告させる。原則、月1回の面接においても活動状況を確認すること
- ④ 支給の継続にあたっては、支給前1ヶ月間の活動実績を確認することとし、原則として活動実績が支給要件を満たす場合に限り、翌月分の促進費を継続して支給する。

(カ) その他

支給回数及び確認手続 支給は一保護受給期間に 1 回限りとする。

なお、保護廃止後、再度、保護受給となった場合には、過去5年以内に就労活動促進費を受給した者については、支給対象としない。

5. 平成30年10月以降における生活保護基準の見直しの概要

(ア) 児童養育加算及び母子加算

支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施。

- ・平成30年 9月まで 15,000円
- ・平成30年10月から 13,300円
- ・平成31年10月から 11,600円
- ・平成32年10月から 10,000円

①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。なお、段階的に増額される。

令和1年 3歳以上18歳まで10,190円 3歳未満11,820円 2,700円 児童に係る経過的加算を子1人につき2,700円別途加算

(イ) 母子加算

ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算。段階的に変更される。

令和1年 1級地1人目の場合20,300、2人目加算3,900円

なお、別途母子加算に係る経過的加算がある。

(ウ) 教育扶助・高等学校等就学費

高校受験料支給回数の拡大、制服等の買い直し費用の支給、クラブ活動費の変更。

高校生の場合

令和1年 学習支援費(実費上限(年額))小学生16,000円、中学生59,800円

クラブ活動の加入の確認は、書面を求めることは不要。クラブ活動は学校で実施するクラブ活動だけに限定せず、地域住民や生徒等の保護者が密接にかかわって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であり、かつ実費相当分のみを徴収し、営利を目的として運営されていなければ、認められる。

令和1年 入学準備金(制服等の購入費)(実費上限)小学生64,300円、中学生81,000円、高校生87,900円

(エ) 大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない。

(オ) 出産扶助の額変更

施設分べん：293,000円以内⇒295,000円以内

居宅分べん：262,000円以内⇒259,000円以内

(カ) 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

後発医薬品の使用の原則化を法律に規定(生活保護法第34条第3項の改正)

5. その他

(ア) 年金生活者支援給付金

非課税世帯の65歳以上の老齢基礎年金の受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金の受給者に給付される(年金収入額所得等による制限有り)

年金生活者支援給金は、「年金」ではなく「給付金」のため、受給権の発生日に遡らず、請求した日に属する月の翌月分から支給される。ただし、令和1年12月27日(必着)までに請求すると令和1年10月分から支給される。

年金生活者支援給付金は非課税所得ではあるが、生活保護の収入認定は受ける。

参考資料 「債権放棄を求める通知」

通 知 書

当職は、〇〇（住所 ， 生年月日 ）氏から依頼を受け、その代理人として本書を呈上します。

さて、貴社は、 氏に対し、平成 年 月 日付け「債務支払についてのご連絡」と題する文書を送付し、元利合計 万円に及ぶ金員の支払を請求しています。しかしながら、 氏は現在、身体の障害により就労が困難な状態であり、生活保護を受給して生計を維持しているところ、著しく弁済が困難となっております。

ご存じのとおり、生活保護は、利用しうる資産、能力を活用しても健康で文化的な最低限度の生活を維持できない国民に対し、国が困窮の程度に応じて支給するものです（生活保護法1条）。そして、「既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利」の差押えが絶対的に禁止されていることからすれば（同法58条）、生活保護費は被保護者の最低生活の維持のために使われるべきものであって、これを借金の返済に充てることは法の趣旨に反することになります。

したがって、当方としては、貴社の 氏に対する請求は信義則に反し許されず、貴社の請求権は放棄されるべきと思料しております。なお、本件については、すべて当職が委任を受けておりますので、今後は直接本人に接触することはお控えいただき、ご意見ご連絡等がある場合には、当職宛てにお願い致します。

<参考文献>

「生活保護手帳（2018年度版）」中央法規出版

「生活保護手帳 別冊問答集 2018」中央法規出版

※ この2冊は 必携！

「法律家・支援者のための生活保護申請マニュアル（2012年度版）」生活保護問題対策全国会議編著 耕文社

「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」厚生省社会局保護課長 小山進次郎著 1975

「これが生活保護だ」尾藤廣喜・松崎喜良・吉永純編著 高菅出版

「How to 生活保護（「自立支援」対応型）」東京ソーシャルワーク編 現代書館

「法律実務家のための生活保護制度活用ガイドブック」福井県青年司法書士協議会著 日本加除出版

「検証 日本の貧困と格差拡大」日本弁護士連合会編 日本評論社

「生活保護法的支援ハンドブック」日本弁護士連合会生活保護問題緊急対策委員会編 民事法研究会

「改正生活保護法 新版・権利としての生活保護法」森川清著 あけび書房

「路上からできる生活保護申請ガイド（改訂版）」ホームレス総合相談ネットワーク 大学図書

平成30年3月2日 生活保護関係全国係長会議資料 厚生労働省 社会・援護局保護課